

道路案内標識表示等基準

令和8年3月

沖縄ブロック道路標識適正化委員会

目 次

1	総則.....	1
1-1	基準の目的	1
1-2	選定の手順	1
1-3	適用の範囲	1
2	道路の分類.....	3
2-1	道路の機能分類	3
2-2	道路種別と道路分類の考え方.....	4
2-3	沖縄ブロック内の道路分類	4
3	目標地の分類と選定.....	6
3-1	目標地の分類	6
3-2	目標地選定一覧.....	7
4	目標地の表示方法.....	10
4-1	道路の分類と目標地.....	10
4-2	基準地の使用	12
5	著名地点案内標識の選定と表示方法.....	13
5-1	114 系著名地点の選定基準及び選定一覧表.....	13
5-2	著名地点案内システム	13
5-3	著名地点標識表示基準	13
5-4	道路案内標識デザイン基準	13
6	その他.....	16
6-1	106・108 系標識へのバイパス表記内容	16
6-2	交差点名称設定のルール.....	16
—	付 録 —	
	沖縄ブロック道路標識適正化委員会規約	

1. 総 則

1-1 基準の目的

道路標識の種類、様式、設置場所は「道路標識、区画線及び道路標識標示に関する命令」（昭和 61 年総理府、建設省令 1 号及び平成 7 年総理府建設省令 2 号）に基本的な事項が定められている。また、計画、設計施工及び維持補修については「道路標識設置基準」（昭和 61 年 11 月 1 日都街発 32 号、道企発第 50 号）に具体的に解説されている。

案内標識に表示する地名は、「案内標識の表示地名に関する基準（案）」（昭和 61 年通達）に道路分類、目標地の設定、道路の分類と目標地の基本的な事項と各県毎の重要地・主要地が定められている。

これらをもとに、沖縄県における道路案内標識表示内容の整合を図るために道路管理者が案内標識に用いる地名（目標地）を選定する際の基準（案）を策定した。

また、近年、沖縄を訪れる観光旅行者の増加、それに伴うレンタカー利用者の増加により、特に観光旅行者にとってわかりやすい案内標識の整備が要望されている。そのため、新たに 114 系の著名地点標識を適用対象と位置づけ、基準（案）に提示されている目標地の選定一覧（105・106・108 系）とは別途に著名地点の拡充を図った。

従って本基準は、目標地と著名地点を合せた基準である。

なお、必用に応じて基準の更新を行う。

1-2 選定の手順

道路の機能を分類したうえで分類に応じた適切なる目標地の設定を行うものとする。

また、114 系著名地点については、「114 系著名地点選定基準」、「114 系著名地点選定一覧」及び「114 系著名地点標識表示要領」に基づき、適切なる著名地点の選定を行うものとする。

尚、新規設定、見直しを行う際は隣接する道路管理者等と連絡調整のうえ、検討を行い、適正化委員会に諮るものとする。

1-3 適用の範囲

(1) 道路種別

この基準（案）を適用する道路は、沖縄県内の一般国道、主要地方道および一般県道とする。ただし、特例として、国道 332 号においては、起点から那覇空港入口交差点区間を基準適用外区間として取り扱う。

(2) 対象とする案内標識

この基準（案）を適用する案内標識は、交差点での予告、交差点での単路部での確認を目的として設置する 108, 105, 106 系の標識と著名地点を案内する 114 系統の標識とする。

(3) 案内標識の設置の目安

交差点付近に設置する経路案内標識の設置の目安を対象道路及び交差道路の種類に応じて整理すると表-1 のようになる。ただし、道路及び交通の状況により、これによることが適切でない場合はこの限りでない。

表 2-1 交差点付近に設置する経路案内標識の設置目安

対象道 \ 交差道	主要幹線道路			幹線道路			補助幹線道路		
主要幹線道路	予	交	確	予	交	確	予	交	確
幹線道路	予	交	確	予	交	確	予	交	確
補助幹線道路	予	交	確	予	交	確	予	交	確

注) 本表は、予告案内標識、交差点案内標識、確認案内標識を、すべて対象道路上に設置するものとして設置している。

予・・・・予告案内標識（108 系）

交・・・・交差点案内標識（105 系、108 系）

確・・・・確認案内標識（106-A、118 系、119 系）

○・・・・設置すべきもの（ただし、予告案内標識については、対象道路片側 1 車線の道路である場合には、必要に応じて設置するものとする。）

⊙・・・・必要に応じて設置するもの

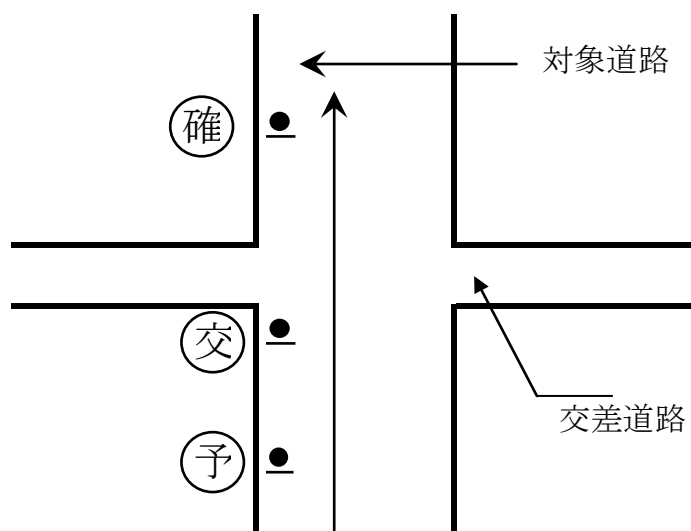


図 2-1 交差点付近の案内標識設置の目安

2. 道路の分類

2-1 道路の機能分類

この基準を適用する道路は、次の3つに分類するものとし、下表に示す条件により、周辺の道路網などを考慮して選定するものとする。幹線道路等の定義は案内標識整備のための道路機能分類である。

道路の機能分類のうち、主要幹線道路については、別添のとおり定めたので、今後これによるものとする。

1. 主要幹線道路

地方生活圏中心都市相互又は大都市圏の主要都市を連絡する道路。

2. 幹線道路

地方生活圏又は大都市圏を構成する都市を連絡する道路。

3. 補助幹線道路

市町村間を連絡する又は都市内の主要な拠点を連絡する道路。

《 運用指針 》

1. 主要幹線道路

原則として国土交通省大臣の指定した一般国道（指定区間）を対象とする。

但し、同一路線の指定区間外が接続している場合は、その指定区間外の路線も含む。

2. 幹線道路

原則として主要幹線道路に属さない一般国道及びそれに準ずる主要な都道府県道を対象とする。

補助国道に準ずる、県内の道路ネットワークを構成する上で重要な主要地方道等、また大都市においては環状道路など。

3. 補助幹線道路

主要幹線道路、幹線道路に属さない都道府県道。

または、市町村間を連絡しないが、主要な港湾・飛行場、主要な鉄道等の停車場、主要な観光地と国道、都道府県等を連絡する道路。

2-2 道路種別と道路分類の考え方

この要領（案）は、一般国道、主要地方道及び一般県道を対象としているが、各種の道路が道路網の中で果たす役割に着目して道路分類と道路種別の考え方は表-2を標準とする。

表 2-2 道路分類と道路種別の考え方

道路種別 道路分類	一般国道		県道	
	指定区間	指定区間外	主要地方道	一般県道
主要幹線道路	◎	○		
幹線道路		◎	◎	○
補助幹線道路			○	◎

◎主たる対応 ○ありうる対応

2-3 沖縄ブロック内の道路分類

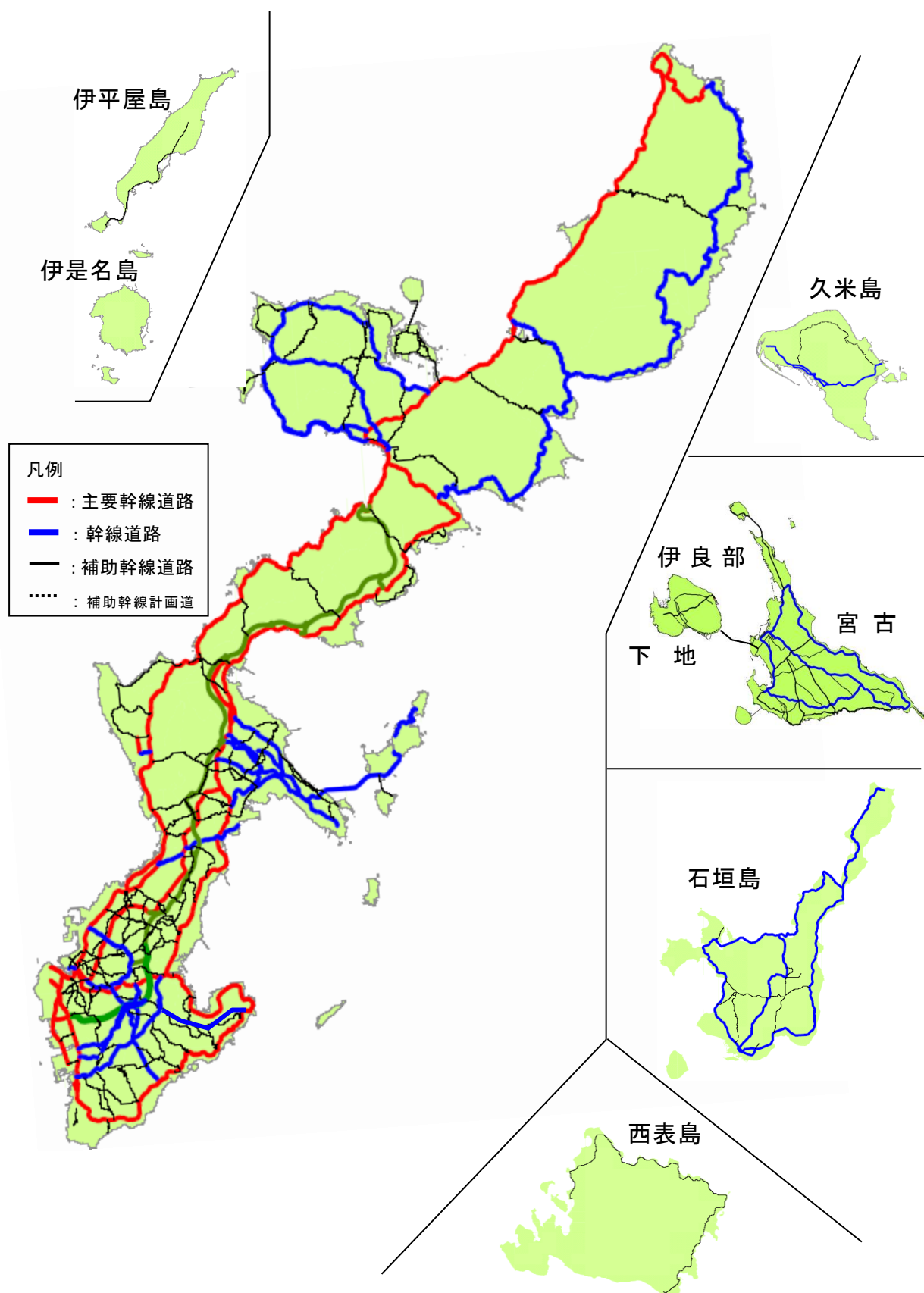
沖縄ブロック内の道路を主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路の3種類に分類する。沖縄ブロック内の一般国道、主要地方道等を分類すると以下の通りである。

表 2-3 沖縄ブロックの道路分類

分類	対象道路（本島）
主要幹線	一般国道 58 号、329 号、330 号、331 号（直轄）、332 号(起点から那覇空港入口交差点の区間を除く)、506 号
幹線	一般国道 331 号（補助）、390 号（補助）、449 号、505 号、507 号 主要地方道 70 号線、77 号線、82 号線、84 号線、86 号線（南部東道路） ＜伊計島方面への対応＞ 主要地方道 10 号線（一部）、81 号線、85 号線（一部） 一般県道 16 号線、20 号線（一部）、33 号線、227 号線 これらは「伊佐～伊計島」を繋ぐ 1 本の幹線とみなす。 主要地方道 10 号、75 号、 県道 8 号線、県道 16 号線、県道 36 号線
補助幹線	幹線以外の主要地方道、すべての一般県道

離島	分類	対象路線
伊平屋島	補助幹線	県 179 号線
久米島	幹線	主 89 号線
	補助幹線	県 242 号線
宮古島	幹線	国 390 号（補助）、主 78 号線、83 号線
	補助幹線	県 90 号線、県 190 号線、県 194 号線、県 195 号線、県 197 号線、県 199 号線、県 200 号線、県 201 号線、県 202 号線、県 204 号線、230 号線、235 号線、県 252 号線
石垣島	幹線	国 390 号（補助）、主 79 号、87 号、県 206 号、214 号
	補助幹線	県 207 号、県 208 号、県 209 号、県 211 号
西表島	補助幹線	県 215 号

現況道路網（令和3年3月）



3. 目標地の分類と選定

3-1 目標地の分類

目標地は、表示の連続性・一貫性が確保されるよう規則性を持って表示されるよう定められている。したがって、下記に示す条件に合う地名（目標地候補）の中から、標識を設置する道路の性格、周辺の道路網、目標地候補の間隔などを考慮して選定するものとする。

目標地のうち、重要地及び主要地については、表-4 のとおり定めたので、今後これによるものとする。

1. 重要地（以下に該当する地名が、目標地候補となる。）
 - ① 県庁所在地
 - ② 政令指定都市
 - ③ 地方生活圏の中心都市（一地方生活圏で一つ）
 - ④ 主要幹線道路が相互に交差する結節点を有する或いは主要幹線道路の実質上の起終点となる市
 - ⑤ 第一種空港を有する市
 - ⑥ 地方生活圏の設定されていない地域にあっては、③に準ずる都市
2. 主要地（以下に該当する地名が、目標地候補となる。）
 - ① 地方生活圏の中心都市で重要ちとならない市・町
 - ② 二次生活圏の中心市・町
 - ③ 主要幹線道路が相互に交差する結節点を有する町
 - ④ 主要幹線道路と幹線道路、幹線道路と幹線道路が相互に交差する結節点を有する市・町・村
 - ⑤ 高速自動車道のインターチェンジ、空港、主要な港湾、鉄道の主要駅などを有する市・町・村
 - ⑥ 大規模な工業基地、流通団地等又はそれらを有する市・町・村
 - ⑦ 市町村合併後の新市町村の名称として使用されていない旧市町村名のうち、①から⑤に準ずるもので、かつ、字名等として残っているもの。
 - ⑧ その他、著名な史跡、名勝地等
3. 一般地（以下に該当する地名が、目標地候補となる。）
 - ① 重要地、主要地以外の市・町・村
 - ② その他、沿道の著名な地名
4. 準一般地（以下に該当する地名が、目標地候補となる。）
 - ① 字名
 - ② その他、主要路線、高速 IC

《 運用指針 》

1. 重要地

重要地に用いるのは都市名とし、地点名は用いない。

3-2 目標地の選定一覧

分類ごとに選定された沖縄ブロック内の目標地は表－4（本島）、表－5 ～ 表－8（離島）の通りである。但し、別表以外に目標地が生じた場合は、別途目標地を選定することができる。その場合は、適正化委員会へ諮るものとする。

表 2-4 本島における目標地

目標地（105・106・108 系）		
基準地	那覇、名護	
重要地	那覇、名護、沖縄、 海洋博公園、辺戸岬	
主要地	糸満、与那原、うるま、嘉手納、 平和祈念公園 、恩納、東、大宜味、八重瀬、 那覇空港 、南城、海中道路、 首里城公園、残波岬	
一般地	国頭、本部、南風原、宜野座、金武、読谷、北谷、北中城、中城、宜野湾、浦添、西原、豊見城、今帰仁	
準一般地	北部	奥、与那、安田、辺土名、平良、有銘、塩屋、宮城、源河、真喜屋、済井出、饒平名、運天原、大浦、二見、仲尾次、伊差川、湧川、呉我、仲宗根、今泊、渡久地、伊豆味、中山、瀬底、宮里、屋部、世富慶、許田、潟原、安富祖、屋嘉、仲泊、並里、城、大保、津波、屋我、古宇利、運天、大浜、兼次、豊原、久志、辺野古、松田、前原、漢那、瀬良垣、大東、谷茶、東江、備瀬、港
	中部	石川、赤崎、東恩納、美原、喜名、伊良皆、波平、栄野比、池原、池武当、知花、天願、宇堅、安慶名、勝連、与勝、平安名、平敷屋、与那城、屋慶名、平良川、川田、前原、豊原、赤道、浜川、美里、胡屋、コザ、山里、高原、高原南、ライカム、渡口、石平、仲順、普天間、伊佐、上原、長田、奥間、内間、我如古、真栄原、広栄、大謝名、牧港、港川、安波茶、大平、屋富祖、小那覇、坂田、真志喜、新垣、島袋、安谷屋、泡瀬、江洲、伊波、上地、高志保、田場、喜屋武、上江洲、大田、登川、伊計、平安座、宮城、比嘉、久保田、山内、宮里、照間、比屋根、城間、大湾、古堅、大木、饒辺、兼箇段、松本、桃原、川崎、東崎、潮乃森
	南部	安謝、古島、首里、平良、鳥堀、池端、儀保、安里、泊、波之上、若狭、与儀、古波蔵、寄宮、国場、識名、上間、金城、照屋（南風原在）、山川、真玉橋、武富、名嘉地、潮平、我那覇、賀数、新垣、具志頭、仲座、与座、東風平、富盛、大里、稲嶺、仲程、佐敷、つきしろ、津波古、新里、玉城、親慶原、百名、志堅原、米須、高嶺、喜屋武、西崎、曙、瀬長、富里、東浜、松尾、開南、泉崎、通堂町、おもろまち、真嘉比、上之屋、寒川、久茂地、旭町、兼城、後原、高安、小禄、宇栄原、小波蔵、山城、奥武、中山、赤嶺、山下、国吉、世名城、港川、前島、宜次、真壁、外間、津嘉山、照屋（糸満在）、友寄、長堂、新開、壺屋、楚辺、新城、大名
	その他	国道 58 号、国道 329 号、国道 330 号、国道 331 号、国道 332 号、国道 449 号、国道 505 号、那覇空港自動車道（国道 506 号）、国道 507 号、沖縄西海岸道路、名護東道路、許田 IC、宜野座 IC、金武 IC、屋嘉 IC、石川 IC、沖縄北 IC、沖縄南 IC、北中城 IC、西原 IC、那覇 IC、南風原北 IC、南風原南 IC、豊見城 IC、豊見城・名嘉地 IC、浦添北 IC、宇地泊 IC、那覇空港 IC、若狭 IC、伊差川 IC、世富慶 IC、数久田 IC、南城大城 IC、南城佐敷・玉城 IC、浦添ふ頭、恩納海岸リゾート・万座毛方面、恩納海岸リゾート・谷茶方面

※なお、南部東道路の南城大里 IC、南城つきしろ IC、沖縄高速自動車道の西原幸地 IC は供用時に準一般地（その他）追加

※1. 太字は著名地点と重複する目標地

※2. 現在ある標記「〇〇市街」（名護市街、石川市街、那覇市街、糸満市街）は、特例措置として残すこととするが、新規設置または更新時には、適正化委員会にて決定された目標地・著名地点より選択し標記する。

※3. 特例として、周辺に案内できる地名等の目標地がない場合は、主要な施設等を適正化委員会で審議の上、案内することができる。

表 2-5 久米島における目標地

分 類	目 標 地
一般地	久米島
準一般地	仲泊、嘉手苧、仲村渠、比屋定、阿嘉、宇根、比嘉、儀間、島尻、 久米島空港、奥武島 、鳥島、大原

表 2-6 宮古島における目標地

分類	目標地
一般地	平良、下地、上野、城辺、 池間島、東平安名崎、伊良部島
準一般地	大浦、西里、久松、七原、増原、野原越、福山、山中、上地、川満、嘉手苧、与那覇、宮国、新里、保良、福里、新城、仲原、友利、根間地、砂川、 宮古空港、平良港、来間島 、吉野、荷川取、高野、下里、洲鎌、狩俣、島尻、東仲宗根、伊良部、佐和田、佐良浜

表 2-7 石垣島における目標地

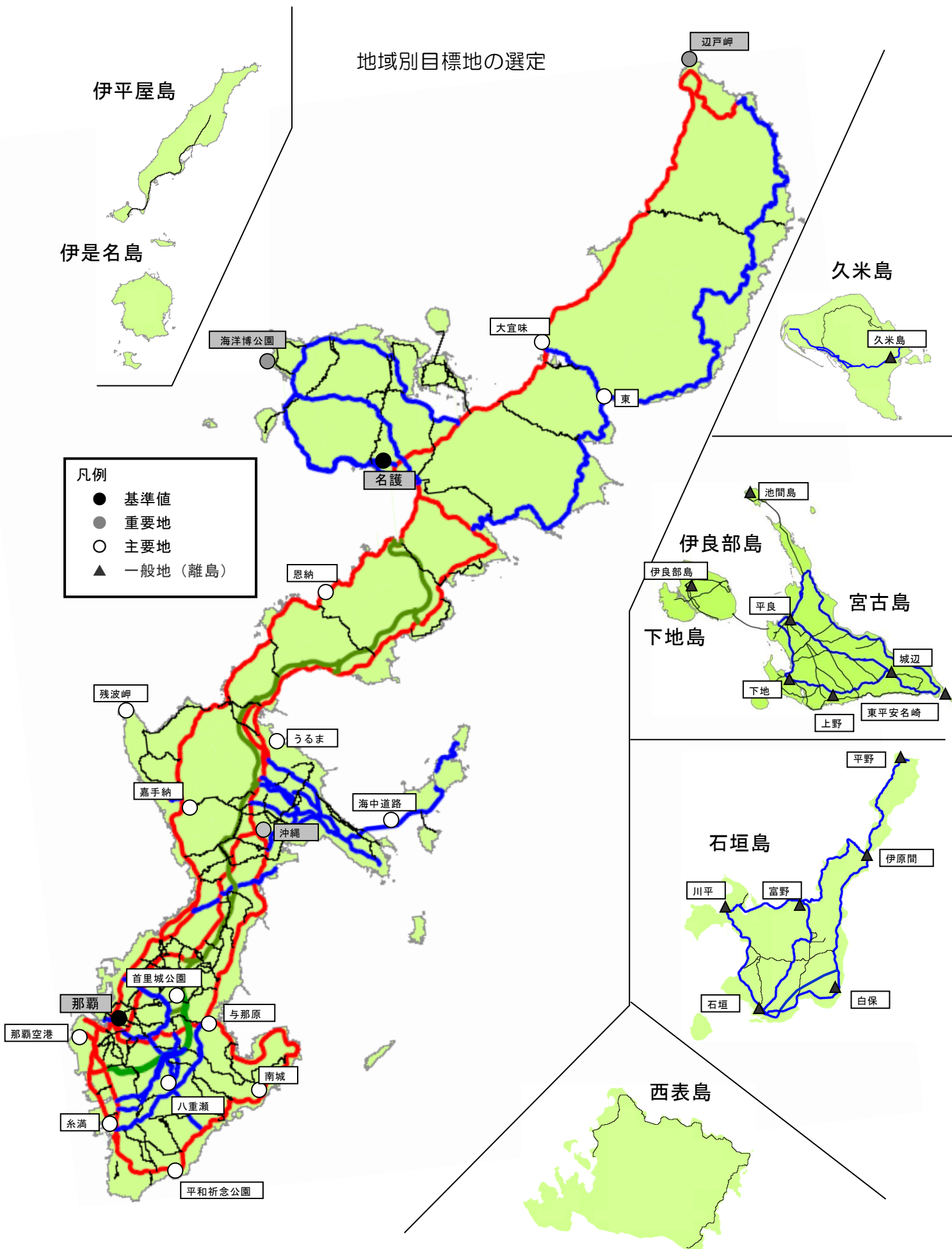
分類	目標地
一般地	石垣、富野、平野、伊原間、川平、白保
準一般地	平久保、明石、野底、吉原、名蔵、大浜、三和、於茂登、開南、 石垣港、石垣空港 、新川、久宇良、登野城

表 2-8 西表島における目標地

分類	目標地
一般地	なし
準一般地	豊原、大原、古見、船浦、祖内、 白浜港

※ 1. 太字は著名地点と重複する目標地

地域別目標地の選定



4. 目標地の表示方法

4-1 道路の分類と目標地

一般道路のうち主要幹線道路、幹線道路および補助幹線道路の三つを対象としたとき、案内標識に用いる目標地としては、道路の分類に応じておおむね表 2-9 によることを原則とする。

当該道路の進行方向上にある目標地としては、当該道路の分類（主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路）に応じて表 2-9 で示されている第 1 ランク地名のうち、最も近いものを表示することを原則とする。ただし、主要幹線道路、幹線道路においては、当該路線の進行方向の 2 地名表示を行って、案内の連続性を保つとともに、短・中距離ドライバーに目標地の案内を行うことが望ましい（図 2-2 参照）。

2 地名表示する場合は、原則として、横 1 列に表示し、この場合左側は最も近い第 1 ランク地名を、右側は最も近い第 2 ランク地名とする。ただし、最も近い第 1 ランク地名が最も近い第 2 ランク地名より当該路線近地点であるときは、右側に最も近い第 1 ランク地名を、左側にその次の第 1 ランク地名を表示する。

案内の都合上やむを得ず交差方向に 2 地名表示する場合は、連続性に配慮し、利用者の判読負担とならないよう留意し慎重に検討するものとする。

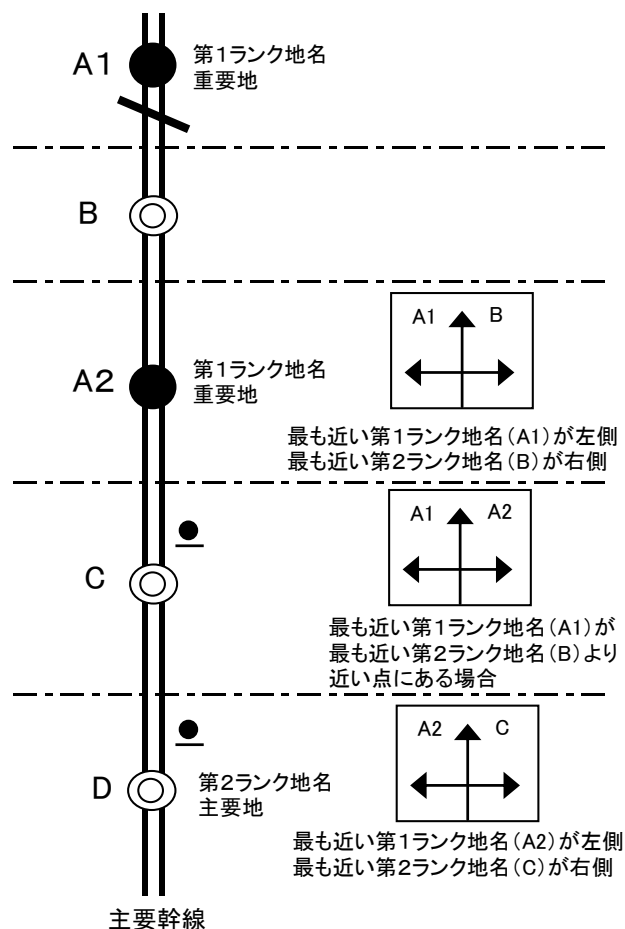


図 2-2 108 系目標地配置の表示例

表 2-9 道路の分類と目標地

道路種別 道路分類	基準地	重要地	主要地	一般地	準一般地
主要幹線道路	●	◎	○	⊖	⊖
幹線道路		◎	◎	○	⊖
補助幹線道路		◎	◎	◎	◎

- ◎ 第1ランク・・・原則として用いる地名
 ○ 第2ランク・・・2地名表示の場合に用いる地名
 ⊖ 第3ランク・・・下記の運用規定に基づいて目標地選定を行う場合に用いる
 ● 基準地使用・・・106系標識で3地名の場合に用いる地名

《運用規定》

- 市町村合併等により道路ネットワーク形態への整合化、バイパス分岐等における表示の適正化を図る場合においては、「道路標識適正化委員会」で承認された下記の準一般地(運用規定表-1)を表示名として用いることができるものとする。
- 主要幹線道路において、106系標識で3地名表示により短・中距離ドライバーへの案内を行うことが適当と判断される場合には一般地を用いることができるものとする。
- 交差する道路が市町村道の場合、市町村道への目標地表示はしない。
※国・県道から市町村道へ流入してくるドライバーに進行方向の地名を案内する場合、補助標識を用いる方法も有効である(巻末資料編1参照)。
- 当該道路の進行方向上にある目標地は、表2-9で示されている第1ランク地名のうち、最も近いものを表示することを原則とする。ただし、道路の状況や交通の流れ等の条件によっては、当該路線にある直近の地名よりも著名な地名がある場合は、著名な地名を表示しても良い。その場合、目的地に到達するまで連続した案内とすること。

運用規定表-1 目標地に設定できる準一般地

主要幹線道路及び幹線道路で目標地に設定できる準一般地
大里、玉城、知念、つきしろ、佐敷、具志頭、東風平、石川、勝連、与那城、東恩納、名嘉地、恩納海岸リゾート・万座毛方面、恩納海岸リゾート・谷茶方面

《架橋島の経路案内に関する運用規定》

- 架橋島方面への案内は、島内に設定されている目標地と著名地点名称が概ね同じ地域(地点)を示すため、目標地名と著名地点名称のどちらかを使用することができるものとする。(運用規定表-2参照)

運用規定表-2 著名地点を使用できる目標地

目標地(著名地点)
屋我(屋我地島)、瀬底(瀬底島)、平安座(平安座島)、宮城(宮城島)、伊計(伊計島)、比嘉(浜比嘉島)、瀬長(瀬長島)、奥武(奥武島)、古宇利(古宇利島)

4-2 基準地の使用

トリップ長の長い交通が多く通行する主要幹線道路においては、重要地の中から特に主要な都市を基準地として選定（おおむね 1 県 1 都市）し、その基準地を「方面及び距離（106-A）」で案内することが望ましい。この場合、「方面及び距離（106-A）」は、基準地、最も近い第 1 ランク地名、最も近い第 2 ランク地名（または、基準地、最も近い第 1 ランク地名、2 番目に近い第 1 ランク地名）の 3 段表示となる。

5. 著名地点案内標識の選定と表示方法

5-1 114 系著名地点の選定基準及び選定一覧表

114 系著名地点選定の基準を次ページに示す。

著名地点登録を行う場合は、著名地点登録申請書にて申請を行うものとする。

著名地点の登録申請のあった施設については、「沖縄ブロック道路標識適正化委員会」において選定基準に基づく審査を行い、承認された場合については追加登録を行うものとする。

また、一度選定されたものについては、施設がなくなる限り、著名地点に固定する。

※平成 17 年 1 月 31 日以前に選定されている著名地点については、著名地点選定方針に示された旧基準の選定方針に基づき選定したものとして固定し登録している。

5-2 著名地点案内システム

著名地点に登録された施設は、著名地点の重要度区分、案内ルートを中心となる案内路線、案内の出発点となる案内起点を踏まえ、案内経路の選定基準に従い、案内経路を選定する。

著名地点案内標識の設置基準として、最大案内箇所数、案内箇所選定順位と表示順位、設置位置を定めている。

著名地点案内システムの詳細は「第 3 章 著名地点案内標識マニュアル」を参照されたい。

5-3 著名地点案内標識表示基準

著名地点案内標識表示基準として、著名地点案内標識で使用する文字（日本語、ローマ字・英語）に関する基準や表示例、表示内容の他、カテゴリー・ピクトグラムの設定の考え方を定めている。詳細は「第 3 章 著名地点案内標識マニュアル」を参照されたい。

5-4 道路案内標識デザイン基準

道路案内標識デザイン基準として、単独表示及び複数表示の場合の標識デザイン基準や標識レイアウトを定めている。

道路案内標識デザイン基準の詳細は「第 3 章 著名地点案内標識マニュアル」を参照されたい。

■著名地点表(沖縄本島)

公園	海 洋 博 公 園 、首里城公園、座喜味城跡公園、大里城趾公園、海軍壕公園、平和祈念公園、 (美ら海水族館) 宜野湾海浜公園、村民の森つつじエコパーク、野鳥の森自然公園、嘉数高台公園、沖縄県総合運動公園、奥武山公園、平和創造の森公園、浦添大公園、沖縄市コザ運動公園、漫湖	1 6 件
文化施設	浦添市美術館、沖縄県立博物館・美術館、安慶名闘牛場、沖縄コンベンションセンター、万国津梁館、国立劇場おきなわ、対馬丸記念館、ミュージックタウン音市場、沖縄空手会館、那覇文化芸術劇場 なはーと、沖縄アリーナ、おきなわ工芸の杜	1 2 件
国文・史跡	中城城跡、今帰仁城跡、勝連城跡、斎場御嶽	4 件
国文・建	中村家住宅	1 件
国文・天然	慶佐次湾のヒルギ林	1 件
国文・名勝	識名園	1 件
県文・史跡	首里金城町石畳道、今帰仁村仲原馬場	2 件
県文・名勝	万座毛、森の川、轟の滝	3 件
史跡	名護城跡、普天満宮洞穴、松山御殿	3件
名勝	辺戸岬、茅打バンタ、比地大滝、八重岳、多野岳、真栄田岬、金武大川、残波岬、知念岬	9件
天然記念物等	備瀬のフク木並木	1件
道路	国際通り、中央パークアベニュー	2件
記念碑	ひめゆりの塔	1件
展望台	嵐山展望台、屋慶名展望台	2件
観光施設	東南植物楽園、沖縄こどもの国、ネオパーク・オキナワ、おきなわワールド、琉球村、福州園、沖縄アウトレットモールあしびなー、Tギャラリア沖縄、ナゴパイナップルパーク、ジャングリア、美浜アメリカンビレッジ、北谷フィッシャリーナ	1 2件
その他	牧志公設市場、ヤチムンの里壺屋、沖縄 I T 津梁パーク、みなとオアシスもとぶ、みなとオアシスあざま、沖縄宇宙通信所	6件
ビーチ	奥間ビーチ、宇堅ビーチ、ウップマビーチ、エメラルドビーチ、瀬底ビーチ、カヌチャビーチ、屋我地ビーチ、ブセナビーチ、名護ビーチ、喜瀬ビーチ、漢那ビーチ、みゆきビーチ、ムーンビーチ、サンマリーナビーチ、万座ビーチ、瀬良垣ビーチ、かりゆしビーチ、ルネッサンスビーチ、いんぶビーチ、谷茶ビーチ、マリブビーチ、伊芸ビーチ、屋嘉ビーチ、石川ビーチ、残波ビーチ、にらいビーチ、伊計ビーチ、サンセットビーチ、トロピカルビーチ、波の上ビーチ、新原ビーチ、百名ビーチ、名城ビーチ、リザンシーパークビーチ、アラハビーチ、あざまサンサンビーチ、美々ビーチいとまん、恩納村海浜公園ナビービーチ、KIN サンライズビーチ	3 9件
空港	那覇空港	1件
港	運天港、本部港、渡久地港、平敷屋漁港、中城湾港、泊ふ頭、那覇ふ頭、新港ふ頭、安座真港	9件
モノレール駅	那覇空港駅、赤嶺駅、小禄駅、奥武山公園駅、壺川駅、旭橋駅、県庁前駅、美栄橋駅、牧志駅、安里駅、おもろまち駅、古島駅、市立病院前駅、儀保駅、首里駅、石嶺駅、経塚駅、浦添前田駅、てだこ浦西駅	1 9件
ターミナル	名護バスターミナル、那覇バスターミナル、てだこ浦西駅パーク＆ライド駐車場	3件
ダム	辺野喜ダム、安波ダム、普久川ダム、新川ダム、福地ダム、漢那ダム、大保ダム、羽地ダム、金武ダム、倉敷ダム、金城ダム	1 1件
島	屋我地島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島、浜比嘉島、藪地島、瀬長島、奥武島、古宇利島	1 0件
病院	県立北部病院、県立中部病院、琉球大学病院、県立南部医療センター、那覇市立病院、浦添総合病院	6件
役所	沖縄県庁、沖縄総合事務局、国頭村役場、東村役場、大宜味村役場、名護市役所、今帰仁村役場、本部町役場、宜野座村役場、恩納村役場、金武町役場、うるま市役所、読谷村役場、沖縄市役所、嘉手納町役場、北中城村役場、北谷町役場、宜野湾市役所、中城村役場、浦添市役所、西原町役場、那覇市役所、南風原町役場、与那原町役場、南城市役所、八重瀬町役場、豊見城市役所、糸満市役所、那覇第一地方合同庁舎、那覇第二地方合同庁舎、沖縄県北部合同庁舎、沖縄県中部合同庁舎、沖縄県南部合同庁舎、沖縄県警察運転免許センター	3 4件
道の駅	ゆいゆい国頭、おおぎみ、許田、かでな、喜名番所、豊崎、いとまん、ぎのざ、サンライズひがし、やんばるパイナップルの丘 安波	1 0件
大学等	沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、県立芸術大学、沖縄国際大学、沖縄リソ教短期大学、名桜大学、沖縄大学、沖縄女子短期大学、県立看護大学、沖縄工業高等専門学校、県立農業大学校、特別支援学校	1 2件
計		230 件

■著名地点表(離島)

公園	リリーフィールド公園、バンナ公園	2 件
国文・史跡	具志川城跡	1 件
文化施設	石垣島天文台	1 件
国文・建	上江洲家住宅	1 件
国文・天然	五枝のマツ、サキシマスオウノキ群落、仲間川	3 件
県文・史跡	伊是名城跡	1 件
県文・天然	念頭平松、クマヤ洞窟、塩川御獄とフクギ並木、奥武島の畳石	4 件
史跡	ニャティヤ洞、八重山遠見台	2件
名勝	マリユドゥの滝、星野洞、西崎、立神岩、通り池、川平湾、東平安名崎	7件
天然記念物等	名蔵アンパル	1件
展望台	玉取崎展望台、高月山展望台	2件
観光施設	うえのドイツ文化村、宮古島海中公園、インギーマリンガーデン、由布島	4件
その他	V E R A石垣島観測局、比嘉ロードパーク	2件
ビーチ	長浜ビーチ、伊江ビーチ、フサキビーチ、伊是名ビーチ、米崎ビーチ、佐和田の浜、渡口の浜、保良川ビーチ、吉野海岸、阿真ビーチ、古座間味ビーチ、仲本海岸、与那覇前浜ビーチ、はいむるぶしビーチ、南風見田の浜、星砂の浜、トゥドゥマリの浜、ナガサキ海水浴場、阿波連ビーチ、トカシクビーチ、あがり浜、イーフビーチ、パイナガマビーチ、砂山ビーチ、マエザトビーチ、底地ビーチ、米原ビーチ	2 7件
空港	栗国空港、石垣空港、北大東空港、南大東空港、久米島空港、多良間空港、宮古空港、与那国空港、下地島空港	9件
港	栗国港、伊江港、石垣港、仲田港、前泊港、佐良浜漁港、北大東港(西地区)、兼城港、座間味港、仲間港、船浦港、上原港、黒島港、小浜港、渡嘉敷港、渡名喜漁港、仲里漁港(真泊地区)、平良港、南大東港(西地区)、久部良漁港、白浜港、多良間港(普天間地区)、多良間港 (前泊地区) 、祖納港	2 4件
ターミナル	村営バスターミナル(久米島在)、バスターミナル(石垣島在)、バスターミナル(西表島在)、バスターミナル(与那国島在)、伊江バス営業所、バスターミナル(伊良部島在)	6件
ダム	真栄里ダム、底原ダム、座間味ダム、名蔵ダム、石垣ダム、儀間ダム	6件
島	野甫島、来間島、池間島、奥武島、伊良部島、下地島	6件
病院	県立八重山病院、県立宮古病院	2件
役所	栗国村役場、伊江村役場、伊是名村役場、石垣市役所、伊平屋村役場、北大東村役場、座間味村役場、渡嘉敷村役場、渡名喜村役場、宮古島市役所、竹富町役場、多良間村役場、久米島町役場、与那国町役場、南大東村役場、沖縄県宮古合同庁舎、沖縄県八重山合同庁舎	1 7件
合計		128 件

表 114 系著名地点選定の基準

著名地点追加候補 ①観光要覧（沖縄県） 「主な観光施設の利用状況(暦年)」 ②沖縄県救急病院一覧 「救急病院一覧表」 ③行政機関：総合事務局、沖縄県庁、市町村役場（41 市町村） ④道の駅 ⑤モノレール駅 ⑥学校一覧 「沖縄県教育委員会」 各省庁所管の大学校 大学院大学 以上の資料及び観点より著名地点追加選定候補をリストアップ （2）当該道路を管理する道路管理者より追加要請のあった施設	①基本方針 リストアップした著名地点追加候補または道路管理者より追加要請のあった施設に対して公共性が高く、観光案内効果の高い、著名地点を選定対象とすることを基本とする。 また、施設名は異なるが他の区分において、同一施設と見なせる施設（例：中城城跡公園と中城城跡）については、施設の所在する地元において適切な案内名称と判断される施設名称に合致した施設を代表とする。 なお、同一施設内にある施設（首里城公園と旧円覚寺放生橋、園比屋武御獄石門、玉陵墓室石しょう等）については、包含する施設を著名地点の代表施設とする。 右の基準に当該しない場合であっても、必要性があれば、適正化委員会において審議するものとする。	②沖縄本島の〔公園〕〔文化施設〕〔自然の家〕〔国文・史跡〕〔国文・建〕〔国文・天然〕〔国文・名勝〕〔県文・史跡〕〔県文・建〕〔県文・天然〕〔県文・名勝〕〔史跡〕〔名勝〕〔天然記念物等〕〔道路〕〔記念碑〕〔展望台〕〔山、川〕〔観光施設〕〔その他〕の 20 区分について、過去 5 年以内において、単年の年間入場者数が 50 万人以上、かつ観光振興計画等上位計画に位置づけられている施設は著名地点とする。 ③離島の〔公園〕〔文化施設〕〔自然の家〕〔国文・史跡〕〔国文・建〕〔国文・天然〕〔国文・名勝〕〔県文・史跡〕〔県文・建〕〔県文・天然〕〔県文・名勝〕〔史跡〕〔名勝〕〔天然記念物等〕〔道路〕〔記念碑〕〔展望台〕〔山、川〕〔観光施設〕〔その他〕の 20 区分について、過去 5 年以内において、単年の年間入場者数が各圏域の基準値以上、かつ観光振興計画等上位計画に位置づけられている施設は著名地点とする。 (主要離島の基準値：宮古圏内＝32,000、八重山圏内＝60,000、久米島圏内＝8,900) ④〔ビーチ〕 不特定多数の人間が利用することを前提に管理がなされていることから公共性が高いので、著名地点として選定する。 ⑤〔空港〕 定期空路のある空港は、空の結節点として公共性が高いことから著名地点として選定する。 ⑥〔港〕 定期航路のある港については、公共性が高く、離島観光を推進する役割を担うことから、著名地点として選定する。 ⑦〔モノレール駅及びターミナル等〕 公共交通の結節点であるモノレール駅及びターミナル等は、公共性が高いことから、著名地点として選定する。 ⑧〔ダム〕 自然の湖のない沖縄にあってダム湖の利用による観光効果が高く、公共性が高いことから、著名地点として選定する。 ⑨〔島〕 海中道路及び離島架橋で結ばれている島は、離島観光を推進する役割が高いことから著名地点として選定する。 ⑩〔病院〕 沖縄県救急病院一覧「救急病院一覧表」の救急告示病院の内、公共性機関である県、市の病院又は救命救急医療機関（第三次救急医療機関）である病院を著名地点として選定する。 ⑪〔役所〕 市町村役場等新たに創設した行政機関を著名地点対象として選定する。 ⑫〔道の駅〕 道路沿いにある公益施設として公共性及び観光案内効果の高い施設を著名地点として選定する。 ⑬〔大学等〕 学校一覧「沖縄県教育委員会」の内、不特定多数の利用がある、大学、短期大学、国立高等専門学校(高専)、又は各省庁所管の大学校および大学院大学の内、新・沖縄 2 1 世紀ビジョン基本計画に位置づけられている施設を選定とする。
---	---	--

6. その他

6-1 106・108 系標識へのバイパス表記内容

106・108 系標識へのバイパス表記は「路線番号の下にカタカナでバイパス」に統一を行うものとする。レイアウトイメージを下記に示す。



6-2 交差点名称設定のルール

(1) 交差点名称のルール

沖縄県における交差点名称設定のルールは以下のとおりとする。

- ①交差点名称は、地名にする。
(但し、地域浸透、歴史的背景のある場合は例外)
- ②当該地点が、〇〇橋、〇〇 I C の場合はそのまま〇〇橋、〇〇 I C とする。
- ③地域内で同一地点名になる場合は、方角 (例. 〇〇 (北)、〇〇 (東)) とする。
- ④地域内で同一地点名で、また③で対応できない場合は、〇〇 (1)、〇〇 (2)、〇〇 (3) とする。

(2) 交差点名称の設置箇所のルール

交差点名称の設置箇所ルールは以下の表の通りとする。

- ①主道路かつ従道路が県道以上の交差点には、主要地点 (114 の 2-A, B) を表示する。
- ②①以外については、地域状況に応じて表示する。
- ③当面は、信号機があり、それに添架可能な交差点から優先的に整備していく。
- ④上位路線の道路管理者側で、すべて整備する。
(例えば、十字路であれば 4 面)
※単路部で信号機がある箇所は、設置しない。原則は、路線番号標識と地名の補助標識で対応する。



114-2A および 2B（通称：交差点名標識）

（３）観光地等の名称を表示する方法

観光地等に隣接する又は観光地等へのアクセス道路の入り口となる交差点の交差点名標識を観光地等の名称に変更することができる。ただし、沖縄ブロック道路標識適正化委員会にて著名地点へ登録されている施設とする。

【表示例】

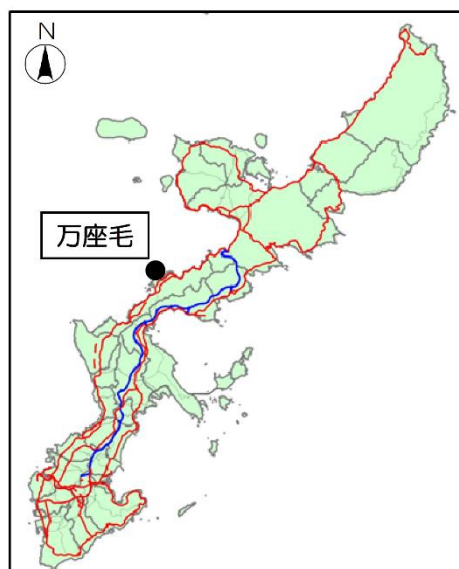
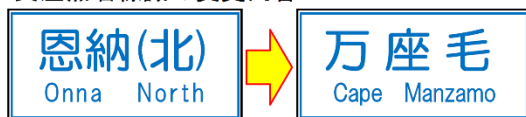
1. 対象とする観光地等

まんざもう おんなそん
万座毛（恩納村）

2. 交差点名標識の名称変更

路線名	変更前	変更後
国道 58 号	おんな 恩納（北）	まんざもう 万座毛

3. 交差点名標識の変更内容



沖縄ブロック道路標識適正化委員会規約

(名 称)

第1条 この委員会は、沖縄ブロック道路標識適正化委員会（以下「適正化委員会」という）。

(目 的)

第2条 本適正化委員会は道路交通の安全と円滑を確保するため、沖縄県内の道路標識の整備の向上及び表示内容の充実を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 適正化委員会は、沖縄総合事務局、沖縄県及び西日本高速道路株式会社九州支社沖縄高速道路事務所をもって組織する。

(活動内容)

第4条 適正化委員会は、第2条の目的を達成するため次のことを行う。

- 1 道路標識の整備向上及び表示内容の充実に関すること（適正化委員会への審議事項については別紙1 参照）。
- 2 その他、道路標識に関し必要な事項。

(構 成)

第5条 適正化委員会は次の「委員会」及び「幹事会」及び「作業部会」で構成する。

また、標識のローマ字に関する諮問機関として「ローマ字・英語表示検討会」、標識のデザインに関する諮問機関として「標識デザイン検討会」をおくことができる。なお、「ローマ字・英語表示検討会」、「標識デザイン検討会」の規約は別途定める。

- 1 「委員会」は、別表－ 1 に掲げる委員で構成し、委員会の下部組織として「幹事会」を設け、別表－ 2 に掲げる幹事で構成する。また、幹事会の下部組織として「作業部会」を設け、別表－ 3 に掲げる作業部会員で構成する。
- 2 委員会の委員長は、沖縄総合事務局開発建設部企画調整官をもってあてる。
- 3 委員会の副委員長は、沖縄県土木建築部土木整備統括監をもってあて、委員長に支障があるときはその職務を代行する。
- 4 委員会に幹事会を置く。幹事長は、沖縄総合事務局開発建設部道路管理課長をもってあてるものとする。
- 5 作業部会に作業部会長を置く。作業部会長は、沖縄総合事務局開発建設部道路管理課長補佐をもってあてるものとする。

(委員会及び幹事会)

第6条 委員会、幹事会及び作業部会は、必要に応じ委員長、幹事長がそれぞれ招集する。また、委員長、幹事長及び作業部会長が必要と認めたとき、委員・幹事・作業部会員以外の関係者の出席を求めることが出来るものとする。

(運 営)

第7条 適正化委員会の運営方針及び重要な事項の決定は委員会の決議によるものとし、委員会により委託された事項及び軽微な事項の決定については幹事会が代行することができる。

2 幹事会は、委員会から委任された事項について検討し、その結果を委員会へ報告するものとする。

(事務局)

第8条 委員会、幹事会及び作業部会の事務局は、沖縄総合事務局開発建設部道路管理課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別途定める。

(附則)

この規約は昭和54年10月1日から施行する。

(附則)

この規約は平成10年6月5日から改正施行する。

(附則)

この規約は平成14年9月2日から改正施行する。

(附則)

この規約は平成17年2月7日から改正施行する。

(附則)

この規約は平成19年1月25日から改正施行する。

(附則)

この規約は平成19年5月31日から改正施行する。

(附則)

この規約は平成21年3月19日から改正施行する。

(附則)

この規約は平成31年2月26日から改正施行する。

適正化委員会への審議事項

下記の事項に該当する場合は、道路標識適正化委員会に議題提案すること。

1. 著名地点の登録等に関する事項

- ・著名地点の登録。この場合、登録を行う著名地点の名称の他に、登録理由、ローマ字（英語）表記内容、使用ピクトグラム、著名地点案内経路案を資料として提出する。また、著名地点案内経路の変更を行う場合、変更理由、変更する案内経路案の作成を行い資料として提出する。
- ・登録する著名地点の標識設置計画図の確認。この場合、登録する著名地点をどのように表示するかを整理した標識設置計画図を資料として提出する。

2. 目標地の登録に関する事項

- ・目標地の登録。この場合、登録を行う目標地の名称の他に、登録理由、ローマ字（英語）表記内容を資料として提出する。
- ・登録する目標地の標識設置計画図の確認。この場合、登録する目標地をどのように表示するかを整理した標識設置計画図を資料として提出する。

3. 新規道路等の開通に関する事項

- ・新規道路等の開通。この場合、暫定供用及び全線供用時の経路案内標識の設置・撤去・貼り替えそれぞれについて場所と内容がわかる標識設置計画図を作成し資料として提出する。なお、周辺接続道路との調整も含めた標識設置計画図とする。
- ・新規道路等の開通に伴う交差点名称の決定。この場合、提案者は手引書の交差点名称ルールに則り、事前に関係機関と調整の上、交差点名称及びローマ字（英語）表記内容を資料として提出する。なお、交差点名称の変更においても新規道路と同様な対応とする。
- ・高速道路等のＩＣ名称の決定。この場合、提案者は事前に関係者から意見聴取を実施し、素案作成までを一連の資料として提出する。必要に応じてＰＩを実施する。

※ 上記１、２、３に該当しない場合であっても、道路標識に関し必要な事項であれば、道路標識適正化委員会事務局に確認を行うこと。

4. 道路標識適正化委員会事務局への提案時期

- ・道路案内標識整備予定年度の前年度の８月までに議題提案することを基本とする。

沖縄ブロック道路標識適正化委員会 委員会名簿

役 員 名	機 関 名	職 名	備 考
委 員 長	沖縄総合事務局 開発建設部	企画調整官	
副委員長	沖 縄 県	土木建築部 土木整備統括監	
委 員	沖縄総合事務局 開発建設部	道路管理課長	
委 員	〃	道路建設課長	
委 員	沖縄総合事務局	北部国道事務所長	
委 員	〃	南部国道事務所長	
委 員	沖 縄 県 土 木 建 築 部	道路管理課長	
委 員	〃	道路街路課長	
委 員	〃	北部土木事務所長	
委 員	〃	中部土木事務所長	
委 員	〃	南部土木事務所長	
委 員	〃	宮古土木事務所長	
委 員	〃	八重山土木事務所長	
委 員	西日本高速道路株式会社 九 州 支 社	沖縄高速道路事務所副所長	

沖縄ブロック道路標識適正化委員会 幹事会名簿

役 員 名	機 関 名	職 名	備 考
幹 事 長	沖縄総合事務局 開発建設部	道 路 管 理 課 長	
副幹事長	沖 縄 県 土 木 建 築 部	道 路 管 理 課 補 修 班 長	
幹 事	沖縄総合事務局開発建設部	道 路 建 設 課 課 長 補 佐	
幹 事	〃	道 路 管 理 課 課 長 補 佐	
幹 事	沖縄総合事務局	北部国道事務所 副 所 長	
幹 事	〃	南部国道事務所 副 所 長	
幹 事	沖 縄 県 土 木 建 築 部	道 路 街 路 課 副 参 事	
幹 事	〃	北部土木事務所 技 術 総 括	
幹 事	〃	中部土木事務所 技 術 総 括	
幹 事	〃	南部土木事務所 技 術 総 括	
幹 事	〃	宮古土木事務所 維持管理班長	
幹 事	〃	八重山土木事務所 維持管理班長	
幹 事	西日本高速道路株式会社 九 州 支 社	沖縄高速道路事務所 保全計画課長	

沖縄ブロック道路標識適正化委員会 作業部会名簿

機 関	役 職	TEL	備 考
沖縄総合事務局 開発建設部 道路管理課	課 長 補 佐	098-866-1915	
沖縄総合事務局 開発建設部 道路管理課	交通対策係長	098-866-1915	
沖縄総合事務局 開発建設部 道路建設課	計 画 係 長	098-866-1914	
沖縄総合事務局 北部国道事務所	管理第二課長	0980-52-4350	
沖縄総合事務局 南部国道事務所	管理第二課 跡地事業対策官	098-861-2336	
沖 縄 県 土木建築部 道路管理課	補 修 班 長	098-866-2665	
沖 縄 県 土木建築部 道路街路課	道路整備班長	098-866-2390	
沖 縄 県 土木建築部 北部土木事務所	維持管理班長	0980-53-1787	
沖 縄 県 土木建築部 中部土木事務所	維持管理班長	098-894-6512	
沖 縄 県 土木建築部 南部土木事務所	維持管理班長	098-867-4436	
沖 縄 県 土木建築部 宮古土木事務所	維持管理班長	0980-72-2769	
沖 縄 県 土木建築部 八重山土木事務所	維持管理班長	0980-82-2217	
西日本高速道路株式会社 九州支社 沖縄高速道路事務所	保全計画課長	098-876-8950	